

日本放射線腫瘍学会 生物部会部会賞 規約

2012年11月22日制定

第 1 条（賞の目的）

本賞は、放射線腫瘍生物学の分野において優れた成果をあげた者に対して、今後のさらなる放射線腫瘍生物学的研究を奨励するとともに、放射線腫瘍生物学全般の発展を目的として授与する。

第 2 条（賞の対象）

本賞の対象者は、日本放射線腫瘍学会と生物部会に3年以上の会員歴を有し、生物部会への貢献度が高く、かつ当該年度の日本放射線腫瘍学会生物部会学術大会 講演要旨の筆頭著者で、学術大会において発表する者とする。

第 3 条（選考）

受賞者の選考は常任幹事会が行い、幹事会で承認を受けるものとする。なお、原則として基礎研究分野と臨床研究分野からそれぞれ一名を選考する。該当する者がいない場合は、この限りではない。

第 4 条（賞の授与と公表）

本賞は、生物部会学術大会において賞状と副賞をもって受賞者に授与し、かつホームページなどにおいて公表する。該当する受賞者がいない場合は、その旨を公表する。

第 5 条（その他）

この規約に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は常任幹事会が定め、幹事会で承認を受ける。

附 則

本賞は、2013年学術大会から適用される。

附 則

この改定は、2023 年学術大会から適用される。